

群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和3年度における企業団職員（会計年度任用職員を除く）の任用・給与・福利厚生等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

企業団の職員は、専任職員と地方自治法第252条の17の規定による構成市町及び群馬県からの派遣職員で構成されています。また、令和2年度から、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律及び公益的法人等への群馬東部水道企業団職員の派遣等に関する条例の規定に基づき、専任職員を企業団が出資する法人「株式会社群馬東部水道サービス」へ退職派遣しています。

(1) 職員数の状況（令和3年4月1日現在）

条例定数	職員数
65人	57人

専任職員			派遣職員	合計
一般職員	退職派遣職員	計		
27人	2人	29人	28人	57人

(派遣職員の内訳)				合計
太田市	館林市	みどり市	群馬県	
19人	4人	1人	4人	28人

(2) 職員の採用及び退職の状況

新規採用 (令和3年4月1日付)	退職者数			
	定年退職	普通退職	その他	計
1人	0人	0人	0人	0人

(3) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区分	25歳未満	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	1人	5人	3人	11人	15人	10人	10人	0人	57人
構成比	3.5%	1.8%	8.8%	5.3%	19.3%	26.3%	17.5%	17.5%	0%	100%

(4) 部門別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

所属名称	職員数
企業職員（水道）	57人
局長	1人
次長	2人
総務課	10人
企画課	9人
工務課	13人
館林支所	12人
みどり支所	7人
みどり支所庁舎建設室	1人
（株）群馬東部水道サービスへ退職派遣	2人

2 職員の人事評価の状況

評価の種類		評価期間
能力評価	職務行動評価	【上期】
	態度評価	令和3年4月1日から令和3年9月30日
業績評価	目標達成度評価	【下期】
	活動評価	令和3年10月1日から令和4年3月31日

3 職員の給与の状況

構成市町からの派遣職員の給与は、派遣元団体の関係規程を適用し、企業団が支給しています。ただし、群馬県からの派遣職員は、群馬県から支給し、企業団は負担金を群馬県へ支払いしています。

(1) 職員人件費の状況（令和3年度決算）

職員数	人件費額				1人あたり 人件費
	給料	手当	法定福利費	計	
51人	210,026 千円	130,305 千円	71,628 千円	411,959 千円	8,078 千円

※児童手当、退職給付負担金は除く

※退職派遣者、群馬県からの派遣職員は除く

(2) 職員の平均給料月額等及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
群馬東部水道企業団	346,500円	397,503円	45.6歳

【参考】一般行政職

県内市町村	318,682円	380,092円	41.9歳
国	325,827円	407,153円	43.0歳

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から 午後1時まで

(2) 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数 14.17日（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）

(3) 特別休暇の状況

休暇の種類	期 間
公民権行使のための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭するための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
骨髄提供のための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
ボランティア休暇	一の年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	7日の範囲内の期間
出産休暇（産前産後休暇）	出産予定日以前8週間目に当たる日から出産の日までの期間において職員から請求のあった期間と出産の日後8週間
生後1年未満の子の養育のための休暇	1日2回それぞれ60分間
妻の出産休暇	職員の妻の出産に係る入院の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
育児支援休暇	出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日
生理休暇	2日の範囲内の期間で、その都度企業長が必要と認める時間又は日数
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回。ただし、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間。
忌引休暇	親族に依り別に定める日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間（例：父母7日など）
父母の追悼のための休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	一の年の7月1日から9月30日までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
災害による職員の住居の滅失又は損壊による休暇	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等による休暇	その都度企業長が必要と認める期間
災害時における危険回避のための休暇	その都度企業長が必要と認める期間
感染症による交通遮断又は隔離による休暇	その都度企業長が必要と認める期間

休暇の種類	期 間
永年勤続休暇	勤続30年又は35年に達する日の翌日が属する年度の週休日等を除く原則として連続する5日の範囲内の期間
子の看護休暇	一の年において5日の範囲内の期間
短期介護休暇	一の年において5日の範囲内の期間

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況

出産職員数 (A)		育児休業取得者数 (B)		取得率 (B/A)	
男性	女性	男性	女性	男性	女性
2	1	2	1	100%	100%

(2) 部分休業の取得状況

部分休業取得者数
0人

(3) 介護休暇の取得状況

介護休暇取得者数
0人

(4) 病気休暇の取得状況

病気休暇取得者数
3人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、職員が一定の事由により、その職責を十分に果たすことが期待しえない場合に、公務能率の維持を目的として行われる処分です。

処分内容	処分件数
降任	0件
免職	0件
休職	0件
降給	0件

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対して、公務員としての秩序の維持を目的として行われる制裁としての処分です。

処分内容	処分件数
戒告	0件
減給	0件
停職	0件
免職	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事許可の状況

許可件数
1件

(2) 職務専念義務の免除の状況

区 分	件 数
第1号 研修を受ける場合	27件
第2号 厚生に関する計画の実施に参加する場合（人間ドック等受診）	37件
第3号 上記のほか企業長が認めた場合	1件
計	65件

8 職員の退職管理の状況

管理又は監督の地位にあった職員が、退職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合は、届出が必要となります。なお、令和3年度における届出件数は0件です。

9 職員の研修の状況

専任職員は、主たる構成団体の太田市と企業団で職員研修に係る覚書を締結し、太田市職員研修に参加し、派遣職員は、派遣元において実施される研修に参加しています。また、日本水道協会などが主催する外部研修にも積極的に参加しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

群馬県市町村職員共済組合に加入し、職員の短期給付事業、長期給付事業、福祉事業等の福利厚生事業を行っています。また、職員共済会（互助会組織）に加入し、病気や負傷、出産などの場合、適切な給付を行うための相互救済を目的として共済制度を実施しています。

【群馬県市町村共済組合】

種 類	内 容
短期給付事業	組合員及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、災害等の保険事故が生じた場合に、給付を行う事業です。
長期給付事業	組合員が退職又は死亡したとき行う年金給付等が主な事業です。全国市町村職員共済組合連合会で一元的に処理が行われています。 なお、年金請求や各種届出の手続き及び年金に係る相談業務については、共済組合が行っています。
福祉事業	職員及び家族の健康と福祉の増進のため、保健、貯金、貸付、物資などの事業を行っています。

【職員共済会】

互助会名	公費負担額 A	会員掛金総額 B	会員数 C	会員1人当たりの 公費の補助金額 A/C	公費負担率 A/(A+B)
太田市職員共済会	348,720 円	1,706,213 円	48 人	7,265 円	16.96%
館林市職員共済会	12,000 円	134,709 円	4 人	3,000 円	8.17%

(2) 職員の健康の保持増進対策

事 業 名	人 数	内 容 等
定期健康診断	15 人	労働安全衛生法に基づく健康診断
人間ドック	37 人	群馬県市町村職員共済組合が行う人間ドック利用者等
ストレスチェック	53 人	労働安全衛生法に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査

(3) 安全衛生管理体制

太田本所（10人以上が勤務する事業場）に安全衛生推進者を選任し、配置しています。

(4) 公務災害補償の状況

件 数
0 件